第二章　経過措置

（財団法人地方自治情報センターの解散の登記の嘱託等）

第十一条　地方公共団体情報システム機構法附則第五条第一項の規定により昭和四十五年五月一日に設立された財団法人地方自治情報センターが解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
防衛大臣　小野寺五典

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十七号

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令

内閣は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第二条第一項及び第二項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の特定大規模災害として指定し、当該特定大規模災害に対し適用すべき措置及びこれを適用する地区をそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり指定する。

特定大規模災害	適用すべき措置	適用する地区
東日本大震災	法第七条に規定する措置	福島県双葉郡大熊町

備考　上欄の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第七十四号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十一条及び第十二条第八項並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第八条第二項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令

題名中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

第一条中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。」に改める。

第二条第三項及び第四項第二号中「東南海・南海地震防災規程」を「南海トラフ地震防災規程」に改める。

第三条中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。」に、「第八条第一項第八号」を「第八条第一項第九号」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（津波に関する情報の伝達方法等を居住者、滞在者その他の者に周知させるための必要な措置）

第四条　法第十一条の居住者、滞在者その他の者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　特別強化地域及び当該特別強化地域において想定される津波の水位を表示した図面に法第十一条に規定する事項を記載したもの（電気的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に配布すること。

二　前号の図面に示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者、滞在者その他の者がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（法第十二条第八項の内閣府令で定める軽微な変更）

第五条　法第十二条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の達成の期間に影響を与えない場合における津波避難対策緊急事業計画の期間の六月以内の変更

三　前二号に掲げるもののほか、津波避難対策緊急事業計画の趣旨の変更を伴わない変更

（通常の国の交付金の額に加算する額の算定）

第六条　令第八条第二項の規定により加算する額は、法第十三条第三項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担若しくは補助の割合又はこれに相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。